

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 粒谷 友示					
年 月 日	令和5年5月26日他				
表 題	奈良県議会議員 粒谷友示ホームページ				
対 象 者	インターネット利用者				
開 設 目 的	・ 県政報告を行うとともに、県民の意見を募集する				
按分率の説明	政務活動以外の記事の掲載があるため				
内 容	議会報告、プロフィール等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	管理更新料	オフィスジョイエイト	月 32,400 円	月額定額	8,19,32,44, 57,67,77,93, 103,116,129
	合計		356,400 円	※50%充当	178,200 円
備 考	ホームページアドレス : http://www.tsubutani-tomoshi.com/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務契約書



ホームページ管理業務契約書

委託者 奈良県議会議員 粒谷友示

(以下、甲という) および、

受託者

オフィスジョイエイト 吉川 章 (以下、乙という)

甲は、この契約に定める条件でホームページ管理・更新に関する業務を乙に注文し、乙はこれを受注します。本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙双方が民法をはじめとする法令等を踏まえ誠意をもって協議します。

業務内容 (詳細に記入)

- ・ ホームページの管理更新 (ブログ・SNS)
- ・ サーバーへのアップロード及び設定
- ・ 簡易SEO (検索エンジン最適化)、
- ・ サーバー管理 (FTPサーバ)

報酬額 (ホームページ管理更新費)

¥ 32,400 (税込み)

お支払期日

管理更新費 毎月27日

支払方法

- 現金
- 月々管理費は乙指定の銀行より自動引き落とし
- 振込み先

ジャパンネット銀行

店番号 口座番号

オフィスジョイエイト ヨシカワ アキラ

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 粒谷 友示

年 月 日	令和5年8月18日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,330	30,000円+手数料330円	38
	合計	30,330円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 粒谷 友示

年 月 日	令和6年3月20日(水)～3月22日(金)				
表題と発行部数	会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.01」 10,000部ポスティング				
対象者	生駒市内				
配布方法	ポスティング				
発行目的	県政運営の現状とそれに対する会派の取組みの周知を図る。				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	<p>○自由民主党・無所属の会 会派構成議員の顔ぶれ</p> <p>○下記についての県政運営の現状と会派の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行査定 ・ 奈良県の防災体制 ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設確保、 ・ 大和平野中央田園都市構想中止後取得済みの事業用地 				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ポスティング費用	(株)明 新社	61,600 円	@5.6円×10,000 部×消費税	126
	※100%充当 合計 61,600円				
備考	添付資料：会派レポート 「奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.01」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会議事院内
TEL.0742-27-8952



昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わり、我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として、奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっているのでしょうか。本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

国が平成26年3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものか疑問があります。

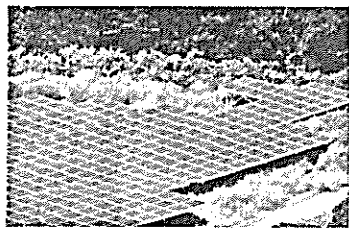
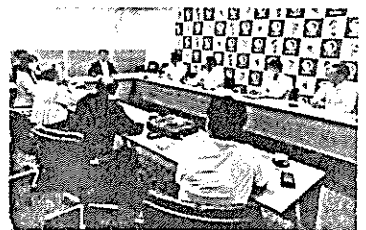
1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると

考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

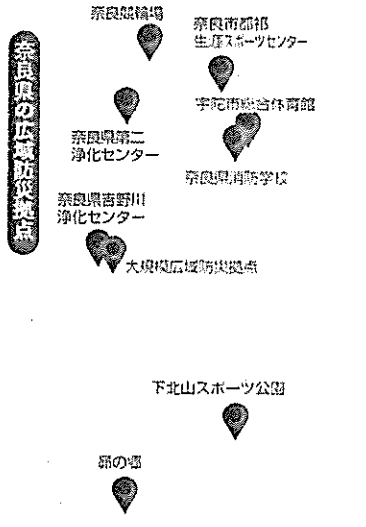
1月24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



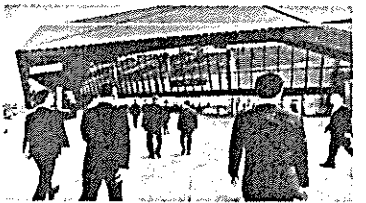
▲メガソーラー ※イメージです



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

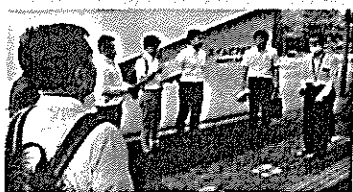
令和13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかかき国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待される場所です。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和6年第1回国スポ大会で使用されるSAGAアリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の3町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合は、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の思いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

令和5年度 事務所状況報告書

会派・議員名 粒谷 友示

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 生駒市俵口町1092-1 電話 0743-75-2434 延べ床面積 68 m ²
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 (4月9日まで選挙事務所として1/2使用)
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 68 m ² (a) うち政務活動使用面積 68 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 68/68 → 按分率 1/1
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (4月分のみ1/2) (按分率の考え方: 面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

賃貸人  (以下甲) と

賃借人 粒谷 友示 (以下乙) の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

1. 建物所在 生駒市俵口町1092-1
2. 床面 68㎡

第2条

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

第3条

賃料は、1ヶ月 金108,000円とし、乙は毎月末日までにその翌月分を支払うものとする。また、1ヶ月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は、建物を政務活動事務所の目的に使用する。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。


令和5年 3月31日

賃貸人 (甲)

住所 

氏名 

賃借人 (乙)

住所 生駒市俵口町1315 

氏名 粒谷 友示 

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 粒谷 友示

①雇用者	氏名 住所	電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
④職務内容	政務活動に係る事務補助及び後援会事務	
⑤給料(賃金)	80,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動・後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考	令和5年4月のみ、政務活動、後援会活動、選挙活動と按分のため充当額は33.3%とする	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 粒谷友示】

雇用者氏名	生年月日												性別	雇入年月日	H29. 4. 1	
	住所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
労働日数		19	20	20	20	20	20	19	20	19	19	18	20			214
労働時間数		95	100	100	100	100	100	95	100	100	95	90	100			1,070
時間外労働																0
休日労働																0
深夜労働																0
基本給		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000			880,000
時間外手当																0
通勤手当(課税)																0
通勤手当(非課税)																0
課税合計		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	880,000
非課税合計																0
総支給額		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	880,000
健康保険料																0
介護保険料																0
厚生年金保険料																0
雇用保険保険料																0
社会保険料合計														0	0	0
課税対象額		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	880,000
所得税																0
市町民税																0
控除額合計																0
差引支給額		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	0	880,000
領収印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。